

第1回 官製談合再発防止に係る第三者委員会 次第

日時 : 令和4年2月10日(木)

午前9時30分

場所 : 本庁舎1階会議室

1. 開会
2. 委嘱状の交付
3. あいさつ
4. 第三者委員会設置の趣旨説明について
5. 委員長の選任について
6. 議事
 - ・事案の事実関係その他の実態把握に関すること
 - ・事案の再発防止に係る具体的な方策に関すること
 - ・その他、委員会が必要と認める事項に関すること
7. その他
8. 閉会

◆官製談合再発防止に係る第三者委員会名簿

	事務所名	役職	氏名
1	土橋法律特許事務所	弁護士	土橋 順
2	若尾会計事務所	税理士 行政書士	若尾和成
3	大正大学社会共生学部公共政策学科教授	学識経験者	江藤俊昭

富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会設置条例

(設置)

第1条 本町において発生した入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)に抵触する事案(以下「本町事案」という。)に関し、その再発を防止するため、富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を町長に答申する。

- (1) 本町事案の事実関係その他の実態把握に関すること。
- (2) 本町事案の再発防止に係る具体的方策に関すること。
- (3) その他、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による答申の日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の全員が出席しなければ、開くことができない。

3 会議は、非公開とする。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、所掌事務の進捗状況を必要に応じて町長に報告する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職

を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、管財課において所管する。

(その他)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年富士川町条例第46号)の一部を次のように改正する。
別表個人情報保護審査会委員の項の次に次の項を加える。

官製談合再発防止に係る第三者委員会委員	1 回	10,000 円
---------------------	-----	----------

年度別落札率(入札)

	全 体		委 託		物 品		工 事									
	落札率	件 数	落札率	件 数	落札率	件 数	落札率	件 数	工 種 別							
									土 木		建築・設備等		舗 装		水 道	
									落札率	件 数	落札率	件 数	落札率	件 数	落札率	件 数
令和3年度 (9月末現在)	94.4%	90件	92.6%	37件	92.5%	9件	96.4%	44件	95.8%	24件	98.3%	11件	96.4%	2件	95.3%	7件
令和2年度	92.4%	133件	92.9%	40件	79.1%	26件	96.9%	67件	97.9%	28件	96.6%	23件	96.6%	11件	97.0%	5件
令和元年度	94.6%	119件	91.4%	32件	87.4%	8件	96.6%	79件	97.7%	31件	95.8%	26件	95.5%	14件	96.8%	8件
平成30年度	94.7%	160件	92.7%	45件	94.1%	9件	97.8%	106件	98.4%	35件	96.1%	36件	96.1%	17件	95.9%	18件
平成29年度	93.6%	152件	87.5%	43件	91.4%	8件	96.4%	101件	97.9%	44件	95.0%	28件	96.2%	19件	93.8%	10件
平成28年度	91.8%	140件	92.1%	42件	91.1%	10件	91.8%	88件	97.1%	45件	75.5%	17件	96.1%	13件	94.2%	13件

入札制度等あり方検討会（幹部職員による検証作業）議事録抜粋

◆官製談合防止法事案の検証について

◎副町長

本件事案の検証では、新聞報道でしか捜査内容はわからないが、最初（11月17日）に逮捕された容疑は、「平林の農業体験宿泊交流施設建築工事」の設計の談合で、それに次いで、「道の駅富士川農産物加工所増築他改修工事」の設計が追起訴された。

さらに、12月7日に再逮捕された「学校給食センター建築工事」の設計という3つの案件で、官製談合があるとされている。

12月7日、山梨県警の記者会見では、H30年の町長選挙以降から親密な関係になったと発表されたが、H30年以降に実施した「富士川町民体育館の解体設計」や「新庁舎の基本設計業務のプロポーザル」では、官製談合は認められなかったと発表された。

3つの事業で官製談合があり、町長が実際どんな形で指示をしたのか、また、どのような部分で町長の考えが反映されたのかを検証するため、農業体験宿泊交流施設と道の駅富士川加工所の担当課長より、説明をしてもらいたいと思います。

◎産業振興課長

道の駅と農業体験宿泊施設の記憶が前後しているかもしれないが、実施設計をどこにするかという段階で、道の駅は建築時の実施設計を総合建築設計事務所が行っているため、総合建築設計事務所かどうかという話があり、農業体験宿泊施設は、別の業者で入札を行うかという話になっていた。

しかし、国の補助金申請の手続き期間も短く、事業費の概算金額を算出しなければならないことから、道の駅と農業体験宿泊施設の補助金に必要な図面等を総合建築設計事務所に事前にお願した。

また、町長から「指名選考委員会に提出する指名一覧の締切はいつだ」と聞かれ、「何日です」と答えると、その後、町長室で業者のメモを渡された。

その時点で断るということは考えられずに、そのままリーダーへ指示をした。

道の駅及び農業体験宿泊施設ともメモの業者をそのまま指名選考委員会に提出した。

◎副町長

道の駅の事業は、総合建築設計事務所が当初の実施設計業務を行っていた関係もあり、また、農業体験宿泊交流施設は、課長の説明のとおりである。

農業体験宿泊交流施設は、発注前に基本設計や実施設計をある程度先行してお願いをしていたのか、また、相談したのか？

◎産業振興課長

農業体験宿泊施設の基本設計業務は要らないだろうということで、実施設計のみの発注となるのですが、補助金申請にあたり、概算金額や平面図が必要なことから、水面下で基本設計らしきものを総合建築設計事務所をお願いした。

◎副町長

そのようなことから、総合建築設計事務所に頼んでしまったということになる。

道の駅も、補助事業としてはセットであるため、同様であると思う。

本町の指名選考委員会のやり方は、担当課から提出されたものをそのまま審査を通すという傾向があることから、今後は、指名選考委員会のやり方も検証・検討していく必要がある。

農業体験宿泊施設と道の駅の指名一覧表は、原課から管財課へ提出する際に、町長からメモを渡され、指示通り作成されたことが事実であると分かる。

給食センターの当時の担当（管財課長）から説明をしてもらいます。

◎管財課長（当時の担当者）

給食センターは、事前に町長と打ち合わせを行い、事業執行や入札の方法、やり方、厨房機器について、プロポーザル方式で先行して行う形を取って進めてきた。実施設計は、厨房メーカーのシステムや厨房機器が決まってから発注する形を取った。

実施設計の業者の選定については、町長から具体的な指示はなく、私が選定したため、過去に仕事をした業者を中心に選定し、足りない部分は、富士川町の設計業務の実績を考慮して6者とした。

今回、指名選考委員会に諮った6者は、馬場設計を入れたものであったが、指名選考委員会が、終わった後に町長と管財課の間で、馬場設計を竜巳一級設計事務所に変更したことになる。

私が選んだ指名一覧表は、定例教育委員会へ報告し指名選考委員会へ提出した。

◎副町長

町長の意見が介入したのは、馬場設計を竜巳一級建築事務所に変えたことである。

◎土木整備課長（当時の管財課長）

警察の事情聴取を受けて、押収された資料を見せられながら、町長からどんな指示があったかを思い出してくださいと言われたが、具体的な記憶はなかった。

客観的に考えて、指名選考委員会にかけた6者が1者変わっていることから、町長からの指示があったものと考えられる。

具体的にメモを渡されたとか、口頭だったということは定かではないが、基本町長室には二人ないし三人で入り対応するため、当時の担当者と話をしても記憶がない。

ただ、1 者のみの変更であったため、あまり深く考えずに指示通りの内容を担当課に報告し、疑いもなく進んだものと思われる。

指名業者 6 者中 5 者を変えるのであれば記憶に残るが、1 者では記憶に残っていない。

◎副町長

結果的に給食センターは 1 者を変えることで、より談合しやすくなったのではないかと。

指名業者は、道の駅も農業体験宿泊施設も給食センターもほぼ同じメンバーである。

道の駅：(株)土谷設計事務所、(株)進藤建築設計事務所、(株)山形一級建築士事務所、(有)竜巳一級建築事務所、総合建築設計事務所・・・5 者

農業体験：(株)土谷設計事務所、(株)進藤建築設計事務所、(株)山形一級建築士事務所、(有)竜巳一級建築事務所、カワニシ建築設計事務所、総合建築設計事務所・・・6 者

給食センター：(株)土谷設計事務所、(株)雨宮建築設計事務所、(株)進藤建築設計事務所、(株)山形一級建築士事務所、(有)竜巳一級建築事務所、総合建築設計事務所・・・6 者

指名選考委員会後にアンケートを取ったようであるが？

◎土木整備課長（当時の管財課長）

アンケートの件は、警察に言わせるとおかしいとの指摘である。

通常事業課の担当者が、業者選定をする際に実績確認をするのであれば分かるが、その当時、管財課でアンケート調査（建築士の人数、業務実績など）をしている。

警察の調書では、金曜に指名選考結果を町長へ報告し、月曜日に入れ替わった各社にファックスでアンケート調査を流した。急遽行ったということがおかしい。なんでそんなことをしたんだと警察から追及された。

前町長の供述の中で、「つじつま合わせのため行った」としており、業者を入れ替える際、竜巳一級建築事務所が、建築士の数が基準を満たしていないため、指名した根拠の裏付けを取るためのアンケートと供述した。

短いスケジュールの中で、月曜にアンケートを回収し、火曜日に指名通知を送ったため、今考えると異常な行為であるが、町長がどういう考えでしたのかは分からなかったが、状況的に、つじつま合わせのための行為ではないかと思われる。

◎政策秘書課長

アンケートはどのような項目があるのか？

◎土木整備課長（当時の管財課長）

業務実績や資格を持つ建築士が何人いるかなどである。

6 者すべてにファックスを流し、その日のうちに回答を得た。

様式は、給食センターのプロポーザルで使ったものを使い、回収したアンケートは、

決裁を得る際に、町長へ渡した。

◎管財課長（当時の担当者）

給食センターの際、厨房メーカーのプロポーザル審査の際に使用した実績報告の様式である。同規模以上の給食センター建設に携わった業者という条件を付けたため、実績報告をさせた。その際の様式をリーダーが使った。

◎副町長

給食センターは、決裁の段階で関わったようである。

竜巳一級建築事務所は、今まで指名されず、給食センターの実施設計以降から指名されるようになった。そのため、実績や建築士の数を聞いたんじゃないかと想定できる。

ひょっとすると総合建築設計事務所から指示があったのではないかと、市川三郷町の場合も、プロポーザルの際に町長に資料を渡すなど、細かく指示していたようなので、ひょっとしたら町長へアンケートを取ったらどうですかと、指示があったのではないかと。

異例中の異例。指名業者を決める前の教育総務課で取るならまだしも、管財課がしたのは異例であった。

今回の指名競争入札では、町長が関与した事案として、2つのパターンがありました。

1つ目として、指名選考委員会に指名一覧表を提出する前に、担当課に指示があった。

2つ目として、指名選考委員会が終わり、最後の決裁直前で町長の指示があった。

指名選考の制度では、富士川町はある程度町長が入らないよう構築されているが、そこは町長も承知をし、最初と最後の部分で自分の権限を使ってしまったことになる。

警察の捜査も職員は悪いことはしていない。首長が権限を振りかざして強引に総合建築設計事務所に落札させようとした行為がいけないと言っている。

これを防止することは、私をはじめ課長の皆さんでなんとかしようということになる。いいし、町長になる方が、どういう考えで臨むのかということになる。

これから町長になる人に相当な自覚をしていただく必要がないと、職員が一生懸命事務執行をしても、町長個人の交遊部分で関与されてしまっただけでは、どうにもならない。そうさせないためにも、これから国の制度や県の制度を研究しながら、首長が関与できないシステムを作っていく必要がある。

入札制度等改革報告書

令和4年1月

富士川町入札制度等あり方検討会

はじめに

令和3年11月17日、当時の町長 志村学が、町発注の「農業体験宿泊施設設計業務」に関する指名競争入札で、官製談合防止法違反の疑いで逮捕される事件が発生した。

さらに、12月7日には、「学校給食センター実施設計業務」の指名競争入札に関する官製談合防止法違反の疑い及び、設計業者に便宜を図る見返りに、300万円の賄賂を受け取ったとして、加重収賄の容疑で再逮捕された。また、12月7日に「道の駅富士川加工室増築工事及び店舗改修工事基本設計業務」における指名競争入札に関する官製談合防止法違反の疑いで追送検された。

町長の権限は、地方自治法における「長の統括代表権」「事務の管理及び執行権」「職員の指揮監督」などがあり、長としての立場を利用しての行為であったことは否めない。

こうしたことから、本町では、この事態を極めて深刻に受け止め、12月15日に『富士川町入札等のあり方検討会』を立ち上げ、発生に至った課題の抽出、再発を防止するための対策、入札制度等の見直し等を行い、検討したものである。

再発防止策には、現行制度の指名競争入札の対象工事を減らし、一般競争入札の対象を拡大する仕組み及び全てを一般競争入札とする仕組み、また、発注者の意向や裁量の入る余地が極力少なくなる手法など、現時点で考えられる最大限の対策を取りまとめた。

今般の事件は、本町の入札制度だけでなく、行政に対する信頼を大きく損ねる状況となったものである。このたびの再発防止策に基づき、町長以下、全職員が法令遵守の精神のもと、公平・公正な立場で全体の奉仕者としての義務を果たしていく必要があると痛感している。

今後、二度と官製談合が発生させることなく、強い意志をもって、町民の信頼回復に向けて、全力で取り組んでいくこととする。

令和4年1月31日

富士川町入札制度等あり方検討会
委員長(副町長) 齋藤 靖

1 富士川町入札制度等あり方検討会

(1) 組織・構成

委員長	副町長
副委員長	教育長
委員	各課長 16人
事務局	管財課 契約担当、政策補佐

(2) 開催状況

月 日	内 容
令和3年 12月15日(水)	第1回検討会 ・ 検討会の設置について ・ 官製談合事案の検証 ・ 現状制度の確認 ・ 国の制度の確認(品確法について)
12月23日(水)	第2回検討会 ・ 県内の入札制度等事例について ・ 各課からの意見提案等について
令和4年 1月5日(水)	第3回検討会 ・ 全てを一般競争入札にした場合の例について ・ 指名競争入札と一般競争入札を併用した場合の例について
1月13日(水)	第4回検討会 ・ 入札制度等あり方検討会の意見集約について ・ 中間報告書(案)について ・ 建設工事等に係る入札結果等公表の改善案について

2 事件発生後の経過及び町の対応

月 日	内 容
令和3年 11月17日(水)	・前町長が、農業体験宿泊施設設計業務における官製談合防止法違反の容疑で逮捕 ・緊急課長会議 ・副町長からコメント発表(ホームページ掲載、報道各社へFAX) ・県警による家宅搜索 町長室, 政策秘書課, 財務課, 管財課, 産業振興課 ※地方自治法第152条の規定に基づき、18日から副町長が町長職務代理を務めることとし、県、市町村等へ通知を発送した。
11月18日(木)	・課長会議 ・議会全員協議会へ報告 ・記者会見(副町長, 政策秘書課長, 財務課長, 管財課長対応) ※町長の給与の差し止め及び期末手当の不支給に関するため、条例の一部改正を専決処分
11月19日(金)	・課長会議 ・区長あてに謝罪文を発送
11月24日(水)	・前町長の親族から「辞意を固めた、近く辞職願を提出したい。」旨が伝えられた。
11月25日(木)	・議会へ「町長の辞意」を伝えた。
11月29日(月)	・町議会議長あてに「辞職届」が提出され、受理された。 ・議長から選挙管理委員長あてに受理した旨の通知が出され、選挙管理委員会で受理された。
11月30日(火)	・町議会臨時会において「辞職」が同意され、同日付で辞職した。
12月 1日(水)	・臨時選挙管理委員会 町長選挙 令和4年1月11日告示、16日投開票と決定された。
12月 7日(火)	・前町長、学校給食センター実施設計業務における官製談合防止法違反及び加重収賄の容疑で再逮捕 ・道の駅富士川加工室増築工事及び店舗改修工事基本設計業務における官製談合防止法違反の容疑で追送検された。

12月15日(水)	・入札制度等あり方検討会(第1回)を開催
12月23日(木)	・入札制度等あり方検討会(第2回)を開催
令和4年 1月5日(水)	・入札制度等あり方検討会(第3回)を開催
1月13日(木)	・入札制度等あり方検討会(第4回)を開催

3 本町における入札制度等における課題

- ・一般競争入札制度と指名競争入札の比率が、極端に偏っている。
(一般競争入札が1億円以上であるため、ほとんどが指名競争入札となる)

過去5年間の競争入札の状況

令和2年度	一般競争0件(0.00%)、指名競争133件	合計133件
令和元年度	一般競争4件(3.36%)、指名競争115件	合計119件
平成30年度	一般競争2件(1.25%)、指名競争158件	合計160件
平成29年度	一般競争1件(0.66%)、指名競争151件	合計152件
平成28年度	一般競争0件(0.00%)、指名競争140件	合計140件

- ・競争入札における一層の競争性の向上を図る必要がある。

過去5年間ににおける予定価格1000万円以上の入札

令和2年度	競争入札133件、うち1000万円以上21件(15.79%)
令和元年度	競争入札119件、うち1000万円以上27件(22.69%)
平成30年度	競争入札160件、うち1000万円以上32件(20.00%)
平成29年度	競争入札152件、うち1000万円以上31件(20.39%)
平成28年度	競争入札140件、うち1000万円以上23件(16.43%)

- ・指名業者を選定する際に、誤った実績主義を重視したため、業者に偏りが見られた。(町事業実績及び別事業での指名実績など)
- ・指名選考委員会は、秘密厳守であるため議事録の保存がなかった。
(公開はしないが会議内容がわかる議事録を残す必要がある)
- ・技術者がいないことから、事業費把握に業者見積りに頼る傾向がある。
- ・事業費把握のため、設計業者に過度な作業依頼をすることがある。
(指名せざる負えない状況を作っている感がある)
- ・職員のスキルアップ及び法令順守の徹底が必要である。
- ・入札制度等の理解不足がないよう定期的な研修が必要である。
- ・入札及び契約について、客観的に監視する仕組みや制度が必要である。
(入札監視委員会の設置並びに入札及び契約状況の適正な公表など)

4 入札制度等あり方検討会での主な意見

◆指名競争入札に関する意見について

- ・地元業者を育成優先すべき
- ・全て一般競争にすると業者が混乱するため、段階的に実施すべき
- ・業務内容により、指名競争入札も行えるようになると良い
- ・地域貢献をしている業者から指名されないという意見がある（地域枠は必要）
- ・土木業者は、格付け（点数）で業者選定できるが、町内業者がいない業種については、一般競争入札でも影響はない（業者がいる場合は、指名競争入札？）
- ・機械類のメンテナンス等は、緊急対応を理由に指名競争入札を可能とさせる
- ・特殊な工事は、指名競争入札が適用できるようにすると良い

◆再発防止策

- ・町長等から不当な指示があった場合、相談できる場所が必要である
- ・契約前に見積もりの徴取や安易な業務依頼をしている
- ・大きい市では町内業者で対応できるが、小さい町では厳しいため、粗雑工事の対応を明確に作成すべきである

◆指名選考委員会

- ・業者選定を担当課で行うと、全体把握ができず業者選定が偏る
- ・指名業者選定の一元化を図るべき
- ・業務実績は、町のみで無く他市町村の同種業務も反映すべきである
- ・指名競争入札の業者選定理由が明確でない（選定理由の厳格化が必要）
- ・選定理由がない場合、一般競争入札とするか

◆プロポーザル方式

- ・ゴミ袋など、価格競争ではなく品質も重視するプロポーザル方式が良い
- ・プロポーザル方式では、職員が能力や知識をつけなくてはならない。

◎指名競争入札を実施する後の意見

- ・指名基準や格付け等について、現行基準を使用するか新たな基準を定めるのか
- ・指名業者の選定は、担当課で選定するか、指名選考委員会が行うのか
- ・指名競争入札の対象金額の改正をする
- ・1000万円未満は指名競争入札とし、それ以下でも一般競争入札を可能とする
- ・施工箇所において地元配慮の指名は不要（業務内容で業者判断をする）
- ・指名選考委員会での選考後の変更は原則認めない
- ・変更する場合は、経営危機や指名停止等の事由とし、再度指名選考委員会を開き厳格化を図る
- ・業務委託や物品購入の新たな選考基準が必要である
- ・指名選考委員会で業者の偏りを調整する仕組みの構築が必要である

◆一般競争入札に関する意見について

- ・原則一般競争入札である
- ・地域要件で、町内業者をしぼる
- ・地域要件を限定すると結局同じ業者になる（指名競争入札と変わらない）
- ・1000万円以上は一般競争入札が良い
- ・工期等を考慮し、余裕を持った事前準備が必要である
- ・審査を徹底し、粗雑業者にはペナルティを課す必要がある
- ・町内業者で、対応できる業種とできない業種がありエリア選定が難しい
- ・地域要件の選定で、不良、不適格業者を排除できる
- ・不調が多ければ工期が取れず、繰越事業が増える可能性がある
- ・機械類のメンテナンスや保守業務では、遠方の業者の場合、緊急対応ができず、不利益を被る可能性があるため、地域要件が必要である。
- ・町独自に業者を格付けする場合、評価者の主観が反映され現場の声が届かない
- ・水道工事で、町外業者を入れると緊急時、対応が速やかにできない

5 入札制度の改正案

本検討会では、職員のスキルアップや法令順守の徹底を図るため、定期的な研修の実施。また、入札制度等の客観性、透明性の確保を担保するため、入札及び契約に関する公表の見直しを図る必要があるとしたところである。

入札制度については、一般競争入札の対象範囲を拡大する必要があるとした方針を示したことから、次の2つの入札制度案を取りまとめたところである。

現 行
◆一般競争入札 対象工事：予定価格が1千万円以上 入札方法：予定価格に応じて実施する (1) 予定価格が2億円以上の工事は通常一般競争入札で実施 (2) 予定価格が2億円未満の工事は一般競争(事後審査型)で実施 2 前項の規定にかかわらず、2億円未満の工事においても技術的難易度求める場合及び、特定建設工事共同企業体による場合は、通常一般競争入札を実施する ※ 入札方式により、1億円以上の工事を一般競争入札として運用している。
◆指名競争入札 対象事業：おおむね1億円未満 指名業者の数：財務規則第186条では、可能な限り5者以上 (1) 予定価格が500万円未満 5者以上 (2) 500万円以上5000万円未満 6者以上 (3) 5000万円以上 8者以上 なお、下限は、随意契約規定である地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の額以上 ※ 1億円未満は全て指名競争入札で運用している。
◆建設工事等請負業者指名選考委員会 委員構成：副町長、会計管理者、政策秘書課長、財務課長、管財課長、土木整備課長、都市整備課長、上下水道課長、担当課長（案件のある） 指名委員会の所掌事務 (1) 一般競争入札の参加資格を定める場合の当該資格の適否 (2) 一般競争入札の場合の入札参加申請者の審査 (3) 指名競争入札の場合の当該入札方式の適否 (4) 指名競争入札の場合の指名業者の選考 秘密の厳守：審議は公開しないものとし、審議内容については秘密を厳守しなければならない 会務の決定：2分の1以上の出席し、過半数の同意をもって決定する ※ 指名業者の選定は、担当課が選んだものを指名選考委員会に諮っている。また、町長は、指名選考委員会に入っていない。

第 1 案（一般競争、指名競争入札併用型）

◆一般競争入札

対象事業

- (1) 工事：予定価格が 1000 万円以上
- (2) 委託及び物品購入：予定価格が 500 万円以上

入札方法：対象全てを一般競争入札（事後審査型）とする

- 2 技術的難易度が高く企業及び配置技術者の実績を求める場合及び特定建設工事共同企業体による場合は、通常一般競争入札を実施できる

◆指名競争入札

対象事業

- (1) 工事：予定価格が 1000 万円未満
- (2) 委託及び物品購入：予定価格が 500 万円未満

指名業者の数：財務規則第 186 条では、可能な限り 5 者以上

- (1) 予定価格が 500 万円未満 5 者以上
- (2) 予定価格が 500 万円以上 1000 万円未満 6 者以上
- (3) 予定価格が 1000 万円以上 7 者以上

※下限は、随意契約規定である地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の額以上とし、予定価格が 1000 万円以上であっても、その事業の特殊性などを考慮し、指名競争入札も可能とする

◆建設工事等請負業者指名選考委員会

委員構成：副町長、会計管理者、政策秘書課長、財務課長、管財課長、土木整備課長、都市整備課長、上下水道課長、担当課長（案件のある）

指名委員会の所掌事務

- (1) 一般競争入札の参加資格を定める場合の当該資格の適否
- (2) 一般競争入札の場合の入札参加申請者の審査
- (3) 指名競争入札の場合の当該入札方式の適否
- (4) 指名競争入札の場合の指名業者の選考

秘密の厳守：審議は公開しないものとし、審議内容については秘密を厳守しなければならない（公表はしないが議事録を保管する）

会務の決定：2 分の 1 以上の出席し、過半数の同意をもって決定する

（指名業者の選考理由を明確化する）

※ これまで同様、町長は指名選考委員会に加わらず、指名業者決定後の業者変更は、再度指名選考委員会に諮り決定をする。

第2案（一般競争入札のみとする方法）

◆一般競争入札

対象工事：地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の額以上とする

入札方法：予定価格に応じて実施する

（1）予定価格が2億円以上の工事は通常一般競争入札で実施

（2）予定価格が2億円未満の工事は一般競争（事後審査型）で実施

2 前項の規定にかかわらず、2億円未満の工事においても技術的難易度求める場合及び、特定建設工事共同企業体による場合は、通常一般競争入札を実施する

※ 2億円未満の事業は、一般競争入札（事後審査型）とし、2億円以上は通常の一般競争入札とする。なお、技術的難易度等により通常一般競争入札ができる。

◆入札参加資格等審査委員会

委員構成：副町長、会計管理者、政策秘書課長、財務課長、管財課長、土木整備課長、都市整備課長、上下水道課長、担当課長（案件のある）

指名委員会の所掌事務

（1）一般競争入札の参加資格を定める場合の当該資格の適否

（2）一般競争入札の場合の入札参加申請者の審査

秘密の厳守：審議は公開しないものとし、審議内容については秘密を厳守しなければならない（公表はしないが議事録を保管する）

会務の決定：2分の1以上の出席し、過半数の同意をもって決定する

※ 入札参加資格等審査委員会には町長は加わらず、極力意向や裁量が及ばないものとする。（最終決済権者は変わらない）

富士川町入札制度等あり方検討会設置要領

(設置)

第1条 当町町長が、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為に関する法律(平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。)違反等の罪で起訴された事件(以下「官製談合防止法違反事案」という。)に関し、その発生に至った課題の抽出、再発を防止するための対策及び入札制度等の見直し検証を行うため、富士川町入札制度等あり方検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は次に掲げる事項について所掌する。

- (1)官製談合防止法違反事案の検証
- (2)入札及び契約制度の検証と課題等の抽出
- (3)官製談合防止法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為の再発防止に向けた取組の検討
- (4)公正かつ透明性のある入札及び契約制度の構築
- (5)不祥事防止対策の検証と課題等の抽出
- (6)不祥事防止のための行動指針等の見直し及び新たな取組の構築
- (7)その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、副町長、教育長及び課長を以て組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、本会の目的が達成されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会に委員長及び副委員長を置き、委員長に副町長、副委員長に教育長を充てる。

2 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初にかれる会議は富士川町長職務代理者が招集する。

(会議の公開)

第7条 会議は原則として公開とする。ただし、個人情報を取り扱うなど公開することにより、審議の妨げになると検討会が判断した場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、管財課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(付 則

この要領は、令和3年12月15日から施行する。

富士川町入札制度等あり方検討会 委員名簿

役 職	氏 名	備 考
副 町 長	齋 藤 靖	
教 育 長	野 中 正 人	
会計管理者	秋 山 忠	
政策秘書課長	早 川 竜 一	
財 務 課 長	樋 口 一 也	
管 財 課 長	渡 辺 成 昭	
税 務 課 長	深 澤 千 秋	
防災交通課長	望 月 聡	
町民生活課長	松 井 清 美	
福祉保健課長	中 込 裕 子	
子育て支援課長	小 林 恵	
産業振興課長	遠 藤 悦 美	
土木整備課長	河 原 恵 一	
都市整備課長	山 形 謙一郎	
上下水道課長	原 田 和 佳	
議会事務局長	野 中 充 香	
教育総務課長	中 込 浩 司	
生涯学習課長	依 田 正 紀	
政 策 補 佐	井 上 誠	事 務 局
契 約 担 当	深 澤 千 栄	事 務 局
契 約 担 当	近 藤 千 佳	事 務 局

指名競争入札事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する事業における指名競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される入札を除く。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指名業者 指名競争入札に参加させるものをいう。
- (2) 指名通知 指名業者に対し入札の参加を依頼することをいう。
- (3) 入札事務 指名業者選定から契約相手の決定までの事務をいう。
- (4) 入札執行責任者 契約担当者又は契約担当者から入札事務を委任された課等の長又は係長をいう。
- (5) 主管課長 入札に付す契約の担当課等の長をいう。

(対象事業)

第3条 指名競争入札により実施する事業は、予定価格が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号及び富士川町財務規則(平成22年富士川町規則第38号)第188条第1項で定めている金額から、おおむね1億円未満とする(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条)。ただし、契約内容等に特別な条件があり、この基準により難しい場合は、この限りではない。

(指名業者の数)

第4条 富士川町財務規則第186条によると指名競争入札の方法により実施する場合は、可能な限り5者以上とされているが、おおむね、次の基準の数を指名するものとする。ただし、契約内容に特別な条件があり、この基準により難しい場合は、この限りではない。

- (1) 予定価格が500万円未満の場合、5者以上により実施する。
- (2) 予定価格が500万円以上5000万未満の場合、6者以上により実施する。
- (3) 予定価格が5000万以上の場合、8者以上により実施する。

(指名参加資格)

第5条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 富士川町における競争入札参加資格申請書を提出し受理されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき富士川町の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 指名通知の日の6月前の日以降に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (5) 指名通知の日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に富士川町建設工事等入札参加資格申請書を提出し再度受理された者であること。
- (7) 指名通知の日以降に山梨県又は町から指名停止の決定を受けている日が含まれている者でないこと。
- (8) 指名通知の日1月前以降に山梨県発注工事において55点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、55点未満のなかで工事成績採点考査項目の法令遵守における1～4に該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が55点以上の者は、この限りでない。
- (9) 対象事業に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と、資本若しくは人事面において関連のある者でないこと。

(指名業者の選定)

第6条 契約担当者は、富士川町建設工事等請負業者指名選考委員会において、前条に定める入札参加資格のほか業務(契約)内容により業者を選定する。

(指名通知)

第7条 指名通知は、指名業者へ郵送するものとする。ただし、工期等へ支障がきたす場合は、この限りではない。

(設計図書等)

第8条 積算に必要な設計図書等は、指名通知書の翌日から入札日まで町ホームページに掲載する。

2 指名業者からの質問は、原則として指名通知書に記載されている期間内に、質問状において受け付けるものとする。

3 質問に対する回答は、指名通知書に記載されている期間内に、FAXにて通知するものとする。

(現場説明会)

第9条 現場説明会は、原則として実施しないこととする。

(入札保証金及び契約保証金)

第10条 入札保証金は、富士川町財務規則(以下この条において「財務規則」という。)第159条によるものとし、財務規則第160条に該当するものはこれを免除するものとする。

2 契約保証金は、財務規則第161条に基づき納付させなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社(公共事業の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に変えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

(契約の確定)

第11条 契約は、契約担当者と請負者の双方が契約書に記名押印したときに確定する。

(議会の議決に付すべき契約)

第12条 富士川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例(平成22年富士川町条例第56号)の規定により議会の議決が必要な契約については、仮契約を締結し、議会の議決が得られたときは、本契約を結ぶとともに、その旨を議決決定通知書において明らかにするものとする。

2 仮契約の相手方(共同企業体の場合はその構成員を含む。)が仮契約期間中に対象工事の入札公告に掲げる競争入札参加資格を満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき(指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は仮契約を解除するとともに本契約を締結しないこととする。この場合において、町は損害賠償の責を負わないものとする。

(その他の事項)

第13条 見積期間については、建設業法施行令(昭和31年政令273号)第6条第1項第3号の規定に留意するとともに、当該期間については、富士川町の休日を定める条例(平成22年富士川町条例第2号)第1条に定める町の休日を原則として含めないものとする。

2 談合の禁止、談合に対する契約解除及び違約金の規定を公告において明らかにする。

(補則)

第14条 総合評価落札方式による工事については、この要領に定めるほか富士川町建設工事総合評価実施要領(平成23年12月1日施行)の定めるところによる。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

一般競争入札事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事における一般競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される入札を除く。)に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通常一般競争入札 入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき落札決定する一般競争入札をいう。
- (2) 一般競争入札(事後審査型) 入札後において競争参加資格の確認を行い、落札決定する一般競争入札をいう。

(対象工事)

第3条 一般競争入札により実施する工事は、予定価格が1千万円以上の工事(以下「対象工事」という。)とする。

(入札方式)

第4条 一般競争入札により実施する工事は、予定価格に応じて、原則として次の入札方式により実施する。

- (1) 予定価格が2億円以上の工事は、通常一般競争入札により実施する。
 - (2) 予定価格が2億円未満の工事は、一般競争入札(事後審査型)により実施する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2億円未満の工事においても技術的難易度が高く企業及び配置予定技術者の実績を求める必要がある場合及び特定建設工事共同企業体による工事の場合は、通常型一般競争入札により実施する。

(入札参加資格)

第5条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 富士川町における建設工事の競争入札参加資格申請書を提出し受理されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき富士川町の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 共同企業体による場合は、富士川町共同企業体取扱要綱(平成24年富士川町告示第 号)に定める共同企業体であること。
- (5) 公告の日の6月前の日以降に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

- (6) 公告の日の 2 年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
 - (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に富士川町建設工事等入札参加資格申請書を提出し再度受理された者であること。
 - (8) 公告の日以降に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 19 年 4 月 1 日）又は富士川町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 8 日施行。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (9) 公告の日 1 月前以降に山梨県発注工事において 55 点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、55 点未満のなかで工事成績採点考査項目の法令遵守における 1～4 に該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が 55 点以上の者は、この限りでない。
 - (10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と、資本若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- 2 前項に定めるもののほか必要な入札参加資格は、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。
- (1) 入札参加有資格者名簿における格付等級
 - (2) 本店又は営業所の所在地
 - (3) 対象工事と同種又は類似の企業の工事实績
 - (4) 対象工事に配置する技術者の資格及び実績
 - (5) 経営事項審査の総合評定値又は入札参加有資格者名簿における総合数値
 - (6) その他必要な事項
- （公告内容等の決定）

第 6 条 契約担当者は、富士川町建設工事等請負業者指名選考委員会において、前条に定める入札参加資格のほか公告の内容等を決定する。

（入札の公告）

第 7 条 入札の公告は、富士川町公告式条例（平成 22 年富士川町条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場及び町ホームページに掲載するものとする。

（設計図書等）

第 8 条 入札に参加するために必要な設計図書は、公告の日から入札参加資格確認申請書の提出期限の日までに町ホームページに掲載する。

2 入札参加希望者からの質問は、原則として設計図書の閲覧を開始した日の翌日から入札執行日の 5 日前まで、質問状において受け付けるものとする。

3 質問に対する回答は、原則として質問書の提出日の翌日から起算して 2 日後までに開始し、入札執行日の前日までの間において閲覧に供する。

（現場説明会）

第9条 現場説明会は、原則として実施しないこととする。

(入札参加申請)

第10条 入札に参加しようとする者は、入札参加確認申請書及びその他必要な資料を公告で指定する期限までに富士川町役場管財課までに提出しなければならない。

2 前項の受付期間は、原則として入札公告の掲載を開始した日の翌日から起算して5日目の日から5日間実施する。

(入札参加資格の確認)

第11条 契約担当者は、入札に参加しようとする者の入札参加資格の有無について確認を行うものとする。

2 入札参加資格の確認の結果を通知により申請者あて通知する。

3 一般競争入札（事後審査型）による場合は、開札した後、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者で最低の価格で入札した者から順に3番目のものまで行う。ただし、総合評価落札方式による場合は、全ての入札参加業者について確認する。

4 入札参加資格がないと認めた者に対しては、第2項の通知にその理由を付すとともに、所定の期限内に入札参加資格がないと認めた理由について詳細な説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第12条 入札参加者は、工事費内訳書を作成した上、これを入札の日に添付しなければならない。

(入札保証金及び契約保証金)

第13条 入札保証金は、富士川町財務規則（平成22年富士川町規則第38号。以下この条において「財務規則」という。）第159条によるものとし、財務規則第160条に該当するものはこれを免除するものとする。

2 契約保証金は、財務規則第161条に基づき納付させなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共事業の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に変えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

(入札の無効)

第14条 公告に掲げた入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

2 契約担当者から入札参加資格のあることを通知された者であって、確認後、入札までの間にその要件を満たさなくなったものの行った入札は無効とする。

(契約の確定)

第15条 契約は、契約担当者と請負者の双方が契約書に記名押印したときに確

定する。

- 2 落札者が契約締結までの間に対象工事の入札公告に掲げた入札参加資格を一つでも満たさなくなった場合は、当該契約を締結しない。この場合において、町は損害賠償の責を負わないものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(議会の議決に付すべき契約)

- 第 16 条 富士川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例(平成 22 年富士川町条例第 56 号)の規定により議会の議決が必要な契約については、仮契約を締結し、議会の議決が得られたときは、本契約を結ぶとともに、その旨を公告において明らかにするものとする。

- 2 仮契約の相手方(共同企業体の場合はその構成員を含む。)が仮契約期間中に対象工事の入札公告に掲げる競争入札参加資格を満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき(指名停止期間が 2 週間以下のものを除く。)は仮契約を解除するとともに本契約を締結しないこととする。この場合において、町は損害賠償の責を負わないものとする。

(その他の事項)

- 第 17 条 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を後日、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結することが予想される場合においては、その旨を公告において明らかにしておくものとする。

- 2 見積期間については、建設業法施行令(昭和 31 年政令 273 号)第 6 条第 1 項第 3 号の規定に留意するとともに、当該期間については、富士川町の休日を定める条例(平成 22 年富士川町条例第 2 号)第 1 条に定める町の休日を原則として含めないものとする。

- 3 特定建設工事共同企業体が施工する工事で、入札参加資格申請後、代表構成員以外の構成員が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた共同企業体は、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で新たに特定建設工事共同企業体を結成し、競争参加資格の確認申請を行うことができるものとし、その旨を公告において明らかにする。

- 4 談合の禁止、談合に対する契約解除及び違約金の規定を公告において明らかにする。

(補則)

- 第 18 条 総合評価落札方式による工事については、この要領に定めるほか富士川町建設工事総合評価実施要領(平成 23 年 12 月 1 日施行)の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

富士川町建設工事等請負業者指名選考委員会要領

(目的)

第1条 この要領は、富士川町が発注する土木工事及び建築工事・測量設計及び調査の委託・備品の購入の請負業者を厳正かつ公平に選定するための組織及び運営について定める。

(選考委員会の設置等)

第2条 富士川町管財課に、富士川町建設工事等請負業者指名選考委員会(以下「指名委員会」という。)を置く。

2 委員は、副町長、会計管理者、政策秘書課長、財務課長、管財課長、土木整備課長、都市整備課長、上下水道課長、担当課長及び委員長が指名する職員とし、委員長は、管財課長をもって充てる。

(指名委員会の所掌事務)

第3条 指名委員会は、次の事項を所掌するものとする。

- (1) 一般競争入札の入札参加資格を定める場合における当該資格の適否
- (2) 一般競争入札に付する場合における入札参加申請者の審査
- (3) 指名競争入札に付する場合における当該入札方式の適否
- (4) 指名競争入札に付する場合における指名業者の選考
- (5) その他、請負業者の選定において委員長が必要と認める事項の審査

(指名業者の選考)

第4条 所管課長は、指名競争入札に付する場合は、指名一覧表を委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、前項の指名一覧表の提出があったときは、内容を審査した上で、指名内申書を作成するものとする。

3 指名委員会は、前項の指名内申書の内容を審査した上で、指名業者の選考を行うものとする。

(秘密の厳守)

第5条 指名委員会は、第1条の目的を達成するため公正にその任務を行い、審議は公開しないものとし、審議内容については秘密を厳守しなければならない。

(運営)

第6条 指名委員会は、必要が生じたときに委員長が招集するものとする。

(会務の決定)

第7条 委員会の会務は、委員の2分の1以上が出席し、出席委員の過

半数の同意をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。

(事務局)

第8条 指名委員会の事務局は管財課に置く。

(その他必要な事項)

第9条 この要領に定めるもののほか、指名委員会の運営に関する必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。

半数の同意をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。

(事務局)

第 8 条 指名委員会の事務局は管財課に置く。

(その他必要な事項)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、指名委員会の運営に関する必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

建設工事等に係る入札結果等公表要領

第1 趣旨

この要領は、富士川町が競争入札に付す土木工事及び建設工事並びに工事に係る測量、調査、設計等の業務委託(以下「測量調査設計業務委託」という。)に係る入札及び随意契約について、入札予定価格の事前公表及び入札結果等を公表するために必要な事項を定めるものとする。

第2 公表の対象

- 1 土木工事
- 2 建築工事
- 3 測量調査設計業務委託

第3 公表の内容

次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 事前に定める基準・資格等

- 1 競争参加資格
- 2 有資格業者名簿
- 3 指名基準

(2) 一般競争入札に付した場合

- 1 一般競争入札参加資格
- 2 予定価格(税抜き)
- 3 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を提出した業者名
- 4 入札参加資格がないと認めた業者名及びその理由
- 5 低入札価格
- 6 入札者名、入札金額、落札者名、落札金額
- 7 低入札価格未満の入札者
- 8 苦情処理申立て処理及び苦情処理回答書面
- 9 契約業者名、住所
- 10 工事の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額
- 11 金額入り設計書
- 12 金額の変更を伴う契約変更の内容、理由

(3) 指名競争に付した場合

- 1 指名業者名、指名理由
- 2 予定価格(税抜き)
- 3 低入札価格
- 4 入札者名、入札金額、落札者名、落札金額
- 5 低入札価格未満の入札者
- 6 苦情処理申立て処理及び苦情処理回答書面

- 7 契約業者名、住所
 - 8 工事の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額
 - 9 金額入り設計書
 - 10 金額の変更を伴う契約変更の内容、理由
- (4) 随意契約によることとした場合
- 1 随意契約理由書
 - 2 予定価格(税抜き)
 - 3 苦情処理申立て処理及び苦情処理回答書面
 - 4 契約業者名、住所
 - 5 工事の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額
 - 6 金額入り設計書
 - 7 金額の変更を伴う契約変更の内容、理由

第4 公表の時期

(1) 事前に定める基準・資格等

第3(1)1～3は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。また当該事項を変更した場合にあっては、変更後速やかに公表するものとする。

(2) 一般競争入札に付した場合

第3(2)1・2は、入札公告時に公表するものとする。

第3(2)3・4は、参加資格確認通知後速やかに公表するものとする。

第3(2)5～7は、落札者決定後速やかに公表するものとする。

第3(2)8は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

第3(2)9～11は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

第3(2)12は、変更契約の締結後速やかに公表するものとする。

(3) 指名競争に付した場合

第3(3)1・2は、指名通知後速やかに公表するものとする。

第3(3)3～5は、落札者決定後速やかに公表するものとする。

第3(3)6は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

第3(3)7～9は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

第3(3)10は、変更契約の締結後速やかに公表するものとする。

(4) 随意契約によることとした場合

第3(4)1・2は、随意契約を行う理由が生じた後速やかに公表するものとする。

第3(4)3は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

第3(4)4～6は、契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

第3(4)7は、変更契約の締結後速やかに公表するものとする。

第5 公表の方法

- 1 第3(3)2は、指名通知に記載し公表するものとする。
- 2 公表は閲覧方式とし、閲覧簿に所定事項を記入させるものとする。
- 3 公表する様式は、入札執行一覧表を使用するものとする。

第6 公表場所

公表する場所は、富士川町役場管財課とする。

第7 公表期間

第3(1)は、当該資格及び名簿等が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

第3(2)から(4)までは入札日(随意契約によることとした場合は見積書提出日)の属する月の翌月末日までとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(平成 12 年 11 月 27 日公布)

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 情報の公表(第四条—第九条)

第三章 不正行為等に対する措置(第十条・第十一条)

第四章 施工体制の適正化(第十二条—第十四条)

第五章 適正化指針(第十五条—第十八条)

第六章 国による情報の収集、整理及び提供等(第十九条・第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。)のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。

- 一 資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な柱皮の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であること。
- 二 その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。)の発注を行う法人であること。
- 2 この法律において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。
- 3 この法律において「建設業」とは、建設業法第二条第二項に規定する建設業をいう。
- 4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第三条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- 三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- 四 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

第二章 情報の公表

(国による情報の公表)

第四条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 各省各庁の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第五条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項
- 二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

(特殊法人等による情報の公表)

第六条 特殊法人等の代表者(当該特殊法人等が独立行政法人である場合にあっては、その長。以下同じ。)は、前二条の規定に準じて、公共工事の入札及び契約に関する情報を公表するため必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体による情報の公表)

第七条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第八条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項

二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

第九条 前二条の規定は、地方公共団体が、前二条に規定する事項以外の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第三章 不正行為等に対する措置

(公正取引委員会への通知)

第十条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長(以下「各省各庁の長等」という。)は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体(以下「国等」という。)が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者(建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。)に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営

業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

- 一 建設業法第二十八条第一項第三号、第四号又は第六号から第八号までのいずれかに該当すること。
- 二 第十三条第一項若しくは第二項、同条第三項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第四項、同条第一項若しくは第二項又は同法第二十六条若しくは第二十六条の二の規定に違反したこと。

第四章 施工体制の適正化

(一括下請負の禁止)

第十二条 公共工事については、建設業法第二十二条第三項の規定は、適用しない。

(施工体制台帳の提出等)

第十三条 公共工事の受注者(建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳(以下単に「施工体制台帳」という。)を作成しなければならないこととされているものに限る。)は、作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(次条において「施工技術者」という。)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

3 第一項の公共工事の受注者についての建設業法第二十四条の七第四項の規定の適用については、同項中「見やすい場所」とあるのは、「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

(各省各庁の長等の責務)

第十四条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工

体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

第五章 適正化指針

(適正化指針の策定等)

第十五条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置(第二章及び第三章並びに前条に規定するものを除く。)に関する指針(以下「適正化指針」という。)を定めなければならない。

2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報(各省各庁の長又は特殊法人等の代表者による措置にあっては第四条及び第五条、地方公共団体の長による措置にあっては第七条及び第八条に規定するものを除く。)の公表に関すること。

二 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること。

三 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること。

四 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること。

五 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約の適正化を図るため必要な措置に関すること。

3 適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、あらかじめ各省各庁の長及び特殊法人等を所管する大臣に協議した上、適正化指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 国土交通大臣は、適正化指針の案の作成に先立って、中央建設業審議会の意見を聴かなければならない。

6 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、適正化指針を公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、適正化指針の変更について準用する。

(適正化指針に基づく責務)

第十六条 各省各庁の長等は、適正化指針に定めるところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(措置の状況の公表)

第十七条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、当該各省各庁の長又は当該大臣が所管する特殊法人等が適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

3 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前二項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(要請)

第十八条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

第六章 国による情報の収集、整理及び提供等

(国による情報の収集、整理及び提供)

第十九条 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第二章の規定により公表された情報その他その普及が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならない。

(関係法令等に関する知識の習得等)

第二十条 国、特殊法人等及び地方公共団体は、それぞれその職員に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令及び所管分野における公共工事の施工技術に関する知識を習得させるための教育及び研修その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、建設業を営む者に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二章から第四章まで並びに第十六条、第十七条第一項及び第二項、第十八条並びに附則第三条(建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。)の規定は平成十三年四月一日から、第十七条第三項の規定は平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第五条及び第八条の規定は、これらの規定の施行前に入札又は随意契約の手續に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、適用しない。

2 第四章及び次条(建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。)の規定は、これらの規定の施行前に締結された契約に係る公共工事については、適用しない。

(建設業法の一部改正)

第三条 建設業法の一部を次のように改正する。第二十八条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「除く。」を「除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第号。以下「入札契約適正化法」という。）第十三条第三項の規定により読み替えて適用される第二十四条の七第四項を含む。第四項において同じ。）若しくは入札契約適正化法第十三条第一項若しくは第二項の規定」に改め、同項第三号中「法令」の下に「（入札契約適正化法及びこれに基づく命令を除く。）」を加え、同条第四項中「第一項各号の一」を「第一項各号のいずれか」に、「（第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除く。）」を「若しくは入札契約適正化法第十三条第一項若しくは第二項の規定」に改める。第三十四条第一項中「及び公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）」を「、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）及び入札契約適正化法」に改める。

平成 12 年法律第 127 号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

平成 13 年政令 34 号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令

◆法律関係

(地方公共団体による情報の公表)

第 7 条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第 8 条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約過程に関する事項

(2) 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

◆施行令関係

(地方公共団体による発注見通しに関する事項の公表)

第 5 条 地方公共団体の長は、毎年度 4 月 1 日以降遅滞なく、当該年度に発注することが見込めれる公共工事に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

(1) 公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要

(2) 入札及び契約の方法

(3) 入札を行う時期

2 前項の規定による公表は、次のいずれかの方法で行わなければならない。

(1) 公報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

(2) 公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法

3 前項第 2 号の規定による公衆の閲覧は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法によらなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、あらかじめ、当該閲覧に供する方法を告示しなければならない。

4 第 2 項第 2 号に掲げる方法で公表した場合においては、当該年度の 3 月 31 日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

5 地方公共団体の長は、少なくとも毎年度 1 回、10 月 1 日を目途として、第 1 項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第 6 条 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、変更後の発注見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

(地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第 7 条 地方公共団体の長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 5 第 1 項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 11 第 2 項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
- 2 地方公共団体の長は、公共工事の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第 1 号から第 8 号までに掲げる事項にあつては、契約の締結前に公表することを妨げない。
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格
 - (2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
 - (3) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
 - (4) 入札者の商号又は名称及び入札金額
 - (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額
 - (6) 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込をした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
 - (7) 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
 - (8) 地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）又は地方自治法施行令第 167 条の 13 において準用する地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行った場合における次の事項
 - イ 当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由
 - ロ 地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する落札者決定基準
 - ハ 地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項の規定により価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
 - ニ 地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が該当地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
 - (9) 次に掲げる契約の内容
 - イ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - ロ 公共工事の名称、場所、種別及び概要
 - ハ 工事着手の時期及び工事完成の時期
 - ニ 契約金額
 - (10) 随意契約を行った場合における契約相手方を選定した理由

- 3 地方公共団体の長は、前項の公共工事について**契約金額の変更**を伴う契約の変更をしたときは、**遅滞なく**、変更後の契約に係る同項第9号ロからニまでに掲げる事項及び**変更の理由を公表**しなければならない。
- 4 前3項の規定による**公表**は、公衆の**見やすい場所**に**掲示**し、又は公衆の**閲覧**に供する方法で行わなければならない。
- 5 第5条第3項の規定は、前項の規定による公衆の**閲覧**について準用する。
- 6 第2項又は第3項の規定により公表した事項については、少なくとも公表した日の翌日から起算して一年間が経過する日まで**掲示**し、又は**閲覧**に供しなければならない。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成17年3月31日法律第18号)

(目的)

第1条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第3条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することにかんがみ、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが多いこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

4 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されるこ

とにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

- 5 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（競争に付された公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
- 6 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。
- 7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

（国の責務）

- 第4条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

- 第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（発注者の責務）

- 第6条 公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。
- 2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他の発注者による発注に有効に活用されるよう、これらの資料の保存に関し、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければならない。

(受注者の責務)

第7条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

(基本方針)

第8条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

第9条 各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係行政機関の協力体制)

第10条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(競争参加者の技術的能力の審査)

第11条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の技術提案)

第12条 発注者は、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 発注者は、技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

4 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第4条から第8条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

(技術提案の改善)

第13条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

2 前条第4項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第14条 発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第15条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要

とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

- 2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

総行行第215号
国土入企第26号
令和元年10月21日

各都道府県知事 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総 務 大 臣

国 土 交 通 大 臣

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）等を踏まえ、不断の見直しを行い、改善をしていくことが求められています。

公共工事の入札契約を巡っては、バブル崩壊以降、建設投資の減少や競争の激化がダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）等を招き、地域の建設業者の疲弊や下請業者へのしわ寄せが生じました。このため、現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少が顕著となり、将来における公共工事の担い手が不足することが懸念される状況となりました。また、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念されます。加えて、公共工事は年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末に工事量が集中する傾向があり、その結果、公共工事に従事する者の長時間労働や休日の取得しにくさ等につながる懸念があります。

このため、建設業における働き方改革の推進や生産性向上への取組等を図る観点から、本

年6月5日に建設業法（昭和24年法律第100号）及び入札契約適正化法が改正され、9月1日に入札契約適正化法第17条の改正部分等が施行されたところです。また、6月7日に公共工事品質確保法が改正され、6月14日に施行されたところです。これらの改正を受け、10月18日には、公共工事品質確保法第10条に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定。以下「基本方針」という。）の一部改正とともに、別添のとおり入札契約適正化法第17条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。以下「指針」という。）の一部改正が行われたところであり、各発注者は、入札契約適正化法第7条及び第8条の規定による情報の公表を適切に行うとともに、入札契約適正化法第18条に基づき、改正後の新たな指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化に努めることが求められています。

このため、各地方公共団体におかれては、入札契約適正化法による義務付け事項のうち未実施のものについて、速やかに措置を講ずるとともに、入札契約適正化法及び改正後の指針の趣旨を踏まえ、全体として着実に入札及び契約の適正化が進むよう、入札契約適正化法第20条第2項に基づき、以下の措置を速やかに講ずるよう要請します。

各都道府県におかれては、入札及び契約の一層の適正化が進むよう、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対して、入札契約適正化法の遵守並びに改正後の指針及び本要請に沿った取組の徹底をお願いします。また、所管の法人（市区町村管内のものを含む。）に対する入札契約適正化法及び改正後の指針に沿った取組の要請についてもよろしくお取り計らい下さい。

また、上述の基本方針の一部改正においては、発注関係事務の適切な実施のための発注者の責務について一部改正されたため、参考までに添付します。

なお、指針及び基本方針は本日付で官報に告示されておりますので、ご留意ください。

1. 緊急に措置に努めるべき事項

次の事項は、入札契約適正化法第18条に基づく努力義務のある事項を定めた指針の中でも、特に緊急に措置に努めるべき事項であり、各地方公共団体の長は、公共工事の入札及び契約の適正化が各発注者を通じて統一的、整合的に行われることによって、初めて公共工事に対する国民の信頼を確保しうるものであることを踏まえて、速やかにそれぞれの措置を講ずるようお願いします。

1. 災害復旧等における入札及び契約の方法

災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められることから、災害応急対策又は災害復旧に関する工事においては、公共工事品質確保法第7条第1項第3号や指針に基づき、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、随意契約や指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じて適切な入札及び契約の方法を選択すること。

2. 施工に必要な工期の確保

公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進など、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、良質な社会資本等の整備を通じて最終的には国民の利益にもつながるものである。

このため、工期の設定に当たっては、指針に定めるところに従い、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数等を適切に考慮すること。

また、今後、建設業法第34条に基づき中央建設業審議会において工期に関する基準が作成される予定であるが、適正な工期の確保の重要性に鑑み、当該基準への適合についても確認の上、適正な工期での発注に努めること。

なお、公共工事の発注者が著しく短い期間を工期とする請負契約を締結したと認められる場合、国土交通大臣又は都道府県知事による勧告の対象となることに留意すること。

併せて、入札契約適正化法第11条において、公共工事を受注した元請負人が著しく短い期間を工期とする下請契約を締結していると疑うに足る事実があるときは、当該公共工事の発注者は、当該元請負人の許可行政庁等にその事実を通知しなければならないこととされている点に留意すること（令和2年10月1日より施行）。

3. 施工時期の平準化

公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が集中する傾向にある。工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながるものが懸念される。また、資材、機材等についても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることによって円滑な調達が困難となる等の弊害が見受けられるところである。

公共工事の施工時期の平準化が図られることは、年間を通じて工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。

このため、指針に定めるところに従い、計画的な発注、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの必要な措置を講ずることにより、施工時期の平準化を図ること。

各地方公共団体におかれては、財政部局と発注部局が連携し議会の十分な理解及び支援の下、今後の予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定するなど具体的な取組を進めること。

なお、今後、施工時期の平準化については、各地方公共団体における取組の「見える化」を通じて積極的な推進を図るため、平準化の進捗状況及び施策の取組状況について適時調査を行い、他の団体と比較できるよう公表するとともに、取組の進んでいない地方公共団体に対しては個別に詳細な調査や要因等の聴取を実施するなど、平準化に向けて積極的な取

組を促進することとしているので留意されたい。

4. 情報通信技術の活用

工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に当たっては、映像などの情報通信技術や三次元データの活用、新技術の導入等の推進を図るとともに、必要に応じて、第三者による品質証明制度やISO9001認証を活用した品質管理に係る専門的な知識や技術を有する第三者による工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

II. 継続的に措置に努めるべき事項

次の事項は、I. に掲げる事項のほか、入札契約適正化法第18条に基づいて措置を講ずるよう努めなければならない事項であり、それぞれの趣旨を踏まえて、速やかに措置を講ずるようお願いします。

1. 適正な予定価格の設定

入札契約適正化法においては、適正な金額での契約の締結を法の目的として明確化しており（入札契約適正化法第1条）、そのためには、まず、予定価格が適正に設定される必要がある。また、公共工事品質確保法においては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定を発注者の責務として位置づけているところである（公共工事品質確保法第7条第1項第1号）。

このため、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うこと。

また、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じているとき、災害により通常積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。加えて、当該積算において適切に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めること。

特に、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反すること、予定価格が財務規則等により

取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、「予定価格の適正な設定について」（平成27年4月28日付け総行第86号・国土入企第1号）及び「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22日付け総行第19号・国土入企第15号）等により繰り返し要請したとおり、厳に行わないこと。

これらを踏まえ、地方公共団体の長は、予定価格の設定について、必要に応じた見直しを直ちに行うこと。

なお、今後も、歩切りについては、その実態を適時調査する予定であり、調査の結果、例えば、追加工事が発生した場合に備えて予算の一部を留保することで変更契約を円滑に行うため、予め設計書金額に相当程度の一定率を乗じて予定価格とするなどの疑わしい地方公共団体に対しては、個別に聴取を行い、必要に応じ個別発注者名を公表すること等により改善を促進することとしているので、承知おかれたい。

2. ダンピング対策の強化

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。

また、入札契約適正化法においては、建設業者に、入札の際に入札金額の内訳書の提出を義務付けるとともに、地方公共団体の長は、当該内訳書の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならないとされている（入札契約適正化法第12条及び第13条）。これは、見積能力のないような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるものであり、地方公共団体の長は、談合等の不正行為やダンピング受注が疑われる場合には、入札金額の内訳を適切に確認すること。

また、地方公共団体の長においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図ること。このため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあっては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。なお、今後、どちらも未導入の地方公共団体に対し、必要に応じてその導入等を改めて要請することとしているので、承知おかれたい。また、政府調達に関する協定の対象工事における入札及び総合評価落札方式による入札については最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意すること。

3. 適切な契約変更の実施等

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うこと。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、必要な変更

契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

なお、追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、建設業法第19条第2項又は第19条の3に違反するおそれがあるため、これを行わないこと。

4. 社会保険等未加入業者の排除

公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要である。このため、法令に違反して社会保険等に参加していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で、社会保険等未加入業者を有資格者名簿に登録しない等、必要な措置を講ずること。

また、社会保険等未加入業者については、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図ること。

5. 施工体制の把握の徹底

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけではなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、地方公共団体の長においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うこと。また、地方公共団体の長は、施工体制台帳の作成及び提出を求めるとともに、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合にこれを適切に活用すること。

6. 一般競争入札の適切な活用

一般競争入札を未導入の地方公共団体においては、速やかにその導入を図ること。また、一般競争入札を導入済の団体においては、一般競争入札の適用範囲を適切に設定すること。

なお、一般競争入札の導入・活用に当たっては、競争条件の整備を適切に行うこととし、公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応するため、定期の競争参加資格審査において、工事成績や地域貢献を重視した発注者別評価点の導入を図るとともに、不良・不適格業者を競争参加資格審査の対象から除外すること。また、個別工事の発注に当たっては、一定の資格等級区分内の者による競争を確保するとともに、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針の趣旨も踏まえ、適切な競争参加条件（過去の工事実績及び成績、地域要件等）を設定するなど、必要な条件整備を適切に講ずること。地域要件の活用については、恣意性を排除した整合的な運用を確保する観点から、各発注者が予め運用方針を定めること。

入札ボンドについて、市場機能の活用により、契約履行能力が著しく劣る建設業者の排除

やダンピング受注の抑制等を図るため、その積極的な活用と対象工事の拡大を図ること。また、資格審査及び監督・検査の適正化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減等を図ること。

7. 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式の導入を図るとともに、対象工事の考え方を設定することによりその適切な活用を図ること。

総合評価落札方式で入札を行う工事のうち、競争参加者が特に多いため入札段階における発注者及び競争参加者双方の事務量が增大しているものについては、公共工事品質確保法第16条に基づく段階的選抜方式を活用すること等により、技術提案やその審査及び評価に必要な発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減と技術提案の審査精度の向上を図るなど、手続の合理化を図ること。また、小規模な市町村等においては、都道府県が落札者決定基準等について意見を聴くために委嘱した者を活用するなどにより、事務負担の合理化を図ること。

総合評価落札方式は、発注者による技術提案の審査・評価に透明性・公正性の確保が特に求められることから、評価項目等を適切に設定するとともに、技術提案の評価結果について、その点数及び内訳の公表に加えて、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知するなどの措置を講ずること。

また、建設業者の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、工事の規模・態様に応じ、例えば、設計・施工一括発注方式又は詳細設計付発注方式などの発注方式の活用や、VE方式等を通じた民間の技術提案の積極的な活用を検討すること。

8. 地域維持型契約方式

地域の建設業者は、社会資本等の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの事業（以下「地域維持事業」という。）を行っており、地域社会の維持に不可欠な役割を担っているが、建設投資の大幅な減少等に伴い、地域維持事業を担ってきた地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ確かな実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は将来にわたって効率的かつ持続的に行われる必要があり、入札及び契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要である。

このため、地域維持事業の担い手の実情を調査し、担い手確保のための入札及び契約の方法における工夫が必要な地域を把握するとともに、地域維持事業に係る経費の積算において、事業の実施に要する経費を適切に費用計上すること。

また、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合には、公共工事品質確保法第20条に基づき、地域の実情に応じ、複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位など、一の契約の対象を従来よりも包括的に発注するとともに、実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ、地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される建

設共同企業体や事業協同組合等とする契約方式（地域維持型契約方式）を、適切に活用すること。

9. 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、落札決定以後の公表とすること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこと。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

10. 談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）の趣旨及び近年の動向を踏まえ、入札に関する情報管理の徹底や、職員のコンプライアンスの徹底など各般の措置を総合的に講ずることにより、公正な競争の促進を図ることはもとより、不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

このような観点から、職員に対する教育、研修等を適切に行うとともに、入札及び契約の過程並びに契約の内容について審査及び意見の具申等を行う入札監視委員会等の第三者機関の設置をはじめ、必要な対策の実施に積極的に取り組むこと。

また、談合情報を得た場合の取扱要領（談合情報対応マニュアル）の策定・充実及び公表を推進することと併せて、談合情報対応のための内部における連絡・報告体制等を整備すること。

11. 指名停止措置等の適正な運用の徹底

談合等不正行為を行った者に対しては、入札参加資格停止措置の適切な運用により厳正に対処すること。指名停止措置については、客観的な実施を担保するため、あらかじめ指名停止基準を策定し公表するとともに、その適切な運用を図ること。また、当該基準については、指名停止の原因事由の悪質さの程度や情状、結果の重大性などに応じて適切な期間が設定されるよう、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申し合わせ」、さらには「工事請負契約等に係る指名停止措置の適

切な運用等について」(平成13年12月13日付け総行第199号・国地契第45号総務省自治行政局行政課長・国土交通省大臣官房地方課長通知)を参考に、必要に応じ適宜見直すこと。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令等の時期を待たずして資格停止措置あるいは指名停止措置を講じることや、未だ停止措置要件には該当していないにもかかわらず、事実上の指名回避等を行うことについては、慎重に対応すること。

また、談合等不正行為の抑止を図る観点から、談合等不正行為があった場合における受注者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約する違約金特約条項を適切に付すること。違約金の額は、裁判例等を基準とした合理的な根拠に基づく金額とすること。

1.2. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

入札契約適正化法第7条及び第8条の規定により、情報の公表を行わなければならない事項に加え、競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の区分の基準を公表すること。

入札監視委員会等の第三者機関の設置・運営について明確に定め、これを公表するとともに、その活動状況に関する必要な資料を公表するなど透明性の確保を図ること。また、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること。

指名行為に係る発注者の恣意性を排除し、不正行為を未然に防止するため、指名競争入札における指名基準を策定・公表すること。なお、指名業者名については、談合を助長することのないよう、入札前には公表しないこと。

入札及び契約に関する情報の公表の際には、透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図ること。

1.3. 不良・不適格業者の排除

建設業法その他工事に関する諸法令(社会保険等に関する法令を含む。)を遵守しない企業やペーパーカンパニー、適切な施工が行い得ない企業などの不良・不適格業者については、建設業許可行政庁等と相互に連携し、公共工事からの排除に向けた取組の徹底を図ること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項において、地方公共団体は指定暴力団員等をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないための措置を講ずることとされていること等を踏まえ、暴力団員が実質的に経営を支配している企業やこれに準ずる企業(暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している企業など)が公共工事からの確に排除されるよう、警察本部と協定を締結し、これに基づき相互通報体制の確立や定期会議の開催などを通じて、緊密な連携の下に十分な情報交換等を行うとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用を図ること。また、受注者に対し、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を徹底すること。また発注者は、不良・不適格業者の排除のため、一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配

置を予定している専任の監理技術者が他の工事や営業所に専任で配置されている技術者と兼務をしていないことも確認すること。

1.4. 電子入札の導入

電子入札システムの導入について、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとする者の利便性の向上等の観点から、可能な限り速やかにその導入を図ること。

1.5. 発注者としての体制の補完

工事等の内容が高度であるために積算、監督・検査、技術提案の審査ができないなど発注関係事務を適切に実施することが困難である場合には、必要に応じてCM（コンストラクション・マネジメント）方式等外部機関による支援の活用を積極的に進めることにより、発注者としての体制の補完を図ること。さらに、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保を図ること。

また、都道府県においては、技術者が不足している小規模な市町村等が発注関係事務を適切に実施できるよう、研修・説明・相談・技術者の派遣等を通じて、積極的に入札契約制度の改善の支援を行うこと。

Ⅲ. 情報の公表を行わなければならない事項

次の事項は、入札契約適正化法第7条及び第8条の規定により、情報の公表が義務付けられている事項であり、公表が行われていない場合は、同規定に違反していることから、直ちに必要事項を公表して下さい。

1. 当該年度の公共工事の発注見通しに関する事項（変更後のものを含む。）（入札契約適正化法第7条）

2. 入札及び契約の過程に関する事項（入札契約適正化法第8条第1号）

- ① 入札に参加した者の商号・名称、入札金額
- ② 落札者の商号・名称、落札金額
- ③ 入札参加者の資格を定めた場合における当該資格
- ④ 指名した者の商号・名称
- ⑤ その他公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）で定める入札及び契約の過程に関する事項

3. 公共工事の契約内容（入札契約適正化法第8条第2号）

- ① 契約の相手方の商号・名称
- ② その他政令で定める公共工事の契約内容に関する事項

IV. その他公共工事の入札及び契約に関する留意事項

入札及び契約を通じて建設業の健全な発達を図るとともに、東日本大震災からの復興の加速化をはじめ、防災・減災対策、国土強靱化対策、インフラ老朽化対策等の国民の安全・安心の確保を図るため、公共工事の適正な施工を確保することが極めて重要であることから、次の措置を適切に講ずるようお願いします。

1. 公共工事の円滑な施工確保について

「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成28年2月17日付け総行第41号・国土入企第17号）、「交通誘導員の円滑な確保について」（平成29年6月8日付け総行第131号・国土入企第2号）、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成30年2月2日付け総行第19号・国土入企第26号、平成30年11月9日付け総行第240号・国土入企第43号、平成31年2月8日付け総行第26号・国土入企第45号）、「速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について」（平成31年2月8日付け総行第27号・国土入企第46号）及び「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」（平成31年3月29日付け総行第103号・国土入企第65号）等により要請したとおり、引き続き、公共工事の円滑な施工確保を図ること。

2. 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること

現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少が顕著になっている中、公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事の担い手の育成及び確保に資する環境の整備を図ることが重要である。

建設キャリアアップシステムは、技能労働者の有する資格や現場の就業履歴などの登録・蓄積を通じて、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境を整備するとともに、適正な施工体制の継続的な確保や社会保険未加入者の排除の徹底に加え、書類作成の効率化や現場管理の高度化など、建設企業の生産性の向上にも資することが期待される。国は、技能労働者の能力評価制度の普及拡大や専門工事業者の施工能力等の見える化を通じて、建設キャリアアップシステムの利用環境の充実・向上を図るとともに、システムの活用を通じて技能労働者の処遇改善が図られるよう必要な施策の実施に積極的に取り組むこととしており、地方公共団体の長にあっては、その発注する公共工事の施工に当たって受注者等による建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう努めること。

(以上)

参考資料⑨

○富士川町中小企業及び小規模企業振興基本条例

平成29年3月27日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業の振興について、基本理念を定めるとともに、町、中小企業及び小規模企業の責務並びに地域経済団体、大企業、教育機関、金融機関及び町民の役割を明らかにすることにより、中小企業及び小規模企業に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町の経済の持続的な発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 法第2条第5項に該当する者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 地域経済団体 商工会法(昭和35年法律第89号)第3条に規定する商工会並びに中小企業及び小規模企業の振興を目的とする団体で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 大企業 中小企業及び小規模企業を除く企業で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校であって町内に所在するものをいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業及び小規模企業(以下「中小企業等」という。)の振興は、次に掲げる各号の基本理念に基づき推進するものとする。

- (1) 中小企業等が地域経済の活性化、雇用の創出及び地域社会の持続的な発展に寄与している重要な存在であること。
- (2) 中小企業等の創意工夫が生かされること。
- (3) 中小企業等の経営改善、経営の革新及び創業が促進されること。
- (4) 中小企業等の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。
- (5) 国、県、町、中小企業等、地域経済団体、大企業、教育機関、金融機関(以下これらを「産官学金」という。)及び町民の相互の連携並びに協働を推進することにより中小企業等の事業の成長と持続的な発展が図られること。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業等の多様な経営規模及び形態に配慮し、振興施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 町は、中小企業等の振興施策の推進に当たっては、中小企業等の実態を把握し、意見を反映するものとする。
- 3 町は、中小企業等が地域経済の活性化及び町民生活の向上に資する事業活動を通じ地域社会に貢献していることについて、町民の理解を深めるように努めるものとする。
- 4 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業等の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業の責務)

第5条 中小企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、その事業の成長発展を図るため、自主的に経営基盤の強化、経営革新、人材の育成、円滑な事業承継、雇用の促進及び従業員の福利厚生の実施並びに健康経営に取り組むよう努めるものとする。

- 2 中小企業は、自らが地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚するとともに、地域社会との調和を図り、豊かで住みよい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 3 中小企業は、地域経済の振興を図るため、地域資源の積極的な利活用等による新たな事業の創出及び地域経済団体への加入に努めるものとする。

(小規模企業の責務)

第6条 小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的情勢の変化に対応して、その事業の持続的な発展を図るため、自己の知識及び技能を活用して自主的にその円滑な事業の運営に努めるものとする。

- 2 小規模企業は、相互に協力しながら多様な主体と連携するよう努めるものとする。
- 3 小規模企業は、地域経済の振興を図るため、地域資源の積極的な利活用及び地域経済団体への加入に努めるものとする。

(地域経済団体の役割)

第7条 地域経済団体は、基本理念にのっとり、中小企業等の経営の向上及び改善に資する積極的な支援に努め、中小企業等の相互連携の促進に努めるものとする。

- 2 地域経済団体は、第12条に規定する町が実施する基本的な施策に協力するとともに、中小企業等の振興に関する事業を積極的に推進するものとする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、その事業活動を行うに当たっては、自らが地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚するとともに、中小企業等が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業等及び地域経済団体との連携及び協力に努めるものとする。

- 2 大企業は、地域経済の発展における中小企業等の果たす役割の重要性を理解し、第12条に規定する町が実施する基本的な施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、中小企業等が取り組む事業活動に協力し、産官学金の連携の促進により、高等学校での人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的に努めるものとする。

- 2 教育機関は、児童生徒に対し、中小企業と協力して職業に関する理解と体験及び技術習得の機会の提供に努め、勤労及び職業に関する意識の啓発に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、中小企業等が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金供給をはじめ経営相談等により支援するとともに、第12条に規定する町が実施する基本的な施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(町民の役割)

第11条 町民は、中小企業等が地域社会の発展及び町民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業等の発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 町民は、中小企業等が生産し、製造し、若しくは加工した製品を購入し、又は中小企業等が提供するサービスを積極的に利用するよう努めるものとする。

(基本的な施策)

第12条 町は、中小企業等の振興に関する施策の実施に当たっては、基本理念にのっとり、地域経済団体、教育機関、金融機関その他関係機関と連携し、次に掲げる事項を基本として実施するものとする。

- (1) 中小企業等の経営の改善及び革新を促進すること。
- (2) 中小企業等の創業、地域資源を活用した産業の発展及び新たな事業の創出を促進すること。
- (3) 中小企業等に対する資金供給の円滑化を図るための融資制度を支援すること。
- (4) 中小企業等に必要な人材の確保及び育成を支援すること。
- (5) 地域経済の活性化のため、雇用の創出を促進すること。
- (6) 中小企業等の持続的な発展を支援すること。
- (7) 中小企業等が生産し、製造し、又は加工した製品の販路及び受注機会の拡大を支援すること。
- (8) 中小企業等の事業の承継の円滑化を図るため、当該事業の承継に関する情報の提供を行うこと。
- (9) 産官学金の連携を促進すること。
- (10) 中小企業等の振興に関する町民の理解を深めるとともに、協力を促進すること。
- (11) 中小企業等の健全な経営に関する取組について支援すること。

(財政上の措置)

第13条 町は、中小企業等の振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映等)

第14条 町は、中小企業等の振興に関する施策の推進に当たっては、中小企業等及びその他関係団体と意見交換を行い、当該施策の推進を検証した上で、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。